橿原市放課後児童クラブ運営協議会
放課後児童クラブ利用規約

（趣旨）

第１条　この規約は、橿原市放課後児童クラブ運営協議会（以下「運営協議会」という）が運営する放課後児童クラブを利用するに際して、必要な事項を定めるものとする。

（対象児童と保護者の役割）

第２条　対象児童は、保護者が就労等により昼間家庭にいない、開設放課後児童クラブの校区に居住または通学する、小学校１年生から６年生までの児童とする。

２　保護者は、クラブの運営が円滑に行うことができるように保護者同士、協議会、クラブとの連携を行う。

（開設）

第３条　放課後児童クラブは、次の各号に定めるとおり開設する。

（１）　小学校の休業日については、午前７時３０分から午後７時まで開設する。

（２）　小学校の休業日以外の日については、下校時から午後７時まで開設する。

２　放課後児童クラブの休所日は、日曜日、祝祭日及び１２月２９日から１月３日までとする。

３　前２項の規定にかかわらず、当該地域の実態に応じて開設時間を独自に設定することも可能とする。

（利用）

第４条　放課後児童クラブを利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、放課後児童クラブ利用申請書（様式第１号、以下「申請書」という。）及びその他必要書類を、利用しようとする放課後児童クラブを通じて指定された期日（利用開始日の前月１日から利用開始日の前日）（詳細は利用細則第２条）までに、橿原市放課後児童クラブ運営協議会委員長（以下「委員長」という）宛てに提出しなければならない。

２　委員長は、利用の諾否を決定し、その旨を放課後児童クラブ利用承諾・不承諾通知書（様式第２号）により、申請者宛てに通知するものとする。

３　利用の諾否については、放課後児童クラブの目的、趣旨からその必要度合いを十分審査し、委員長が決定する。なお、必要度合いが同程度の場合、学年が低い方の児童を優先するものとする。

４　委員長は、利用の諾否の決定に際して、運営委員会を開催して委員の意見を聴くことができる。

（変則利用）

第５条　長期休暇（夏休み、冬休み、春休み）のみの利用については、施設の受け入体制に余裕がある場合に限り認めることとし、その詳細については別に定める。（利用細則第６条）

２　利用を休止する場合は、１年度において２ヶ月を限度として許可することとし、その詳細については別に定める。（利用細則第３条）

3　やむを得ない事情により、開設時間内において一時外出をする場合には届出が必要であり、その詳細については別に定める。（利用細則第7条）

（退所）

第6条　利用承諾を受けた期日以前に、放課後児童クラブを退所しようとする児童の保護者（以下「利用者」という）は、速やかに委員長宛てに、放課後児童クラブ退所届（様式第3号）を提出しなければならない。

2　委員長は、児童や保護者が集団生活を阻害するような行為（いじめ、暴力、危険行為など）を繰り返し、かつ注意に従わない場合は、承諾を取り消すことができる。

（利用料）

第7条　利用料は、基本料金、おやつ代、長期休暇追加料金、土曜日利用料金、減額料金、延長料金とし、次の各号に定める額とする。

（1）　基本料金は、小学校1年生、同2年生、同3年生は月額 5,000 円、同4年生、同5年生、同6年生は月額 4,000 円とし、午後6時までの利用とする。
ただし、同一世帯内の兄弟姉妹が基本料金で放課後児童クラブを利用する場合は、二人目以降の基本料金は月額一律 3,000 円とする。

（2）　おやつ代は、月額 1,000 円とする。

（3）　長期休暇追加料金として7月は月額 1,000 円、8月は月額 2,000 円を加算する。

（4）　土曜日に利用する場合は、上記基本料金に月額 1,000 円を加算する。

（5）　午後5時までの利用する場合は月額 1,000 円を、午後5時30分まで利用する場合は月額 500 円を上記（1）より減額する。

（6）　午後6時30分まで利用する場合は、延長料金として月額 500 円を、午後7時まで利用する場合は、延長料金として月額 1,000 円を、上記（1）に加算する。

2　前項各号に規定する利用料については、日割り計算及び減免措置は行わない。
ただし、おやつ代については、児童の疾病等を理由に減免措置を行うことができる。

○年間利用（月額）

	利用時間	1･2･3 年生	4･5･6 年生	兄弟姉妹利用で 2 人目以降
利用時間別料金	17 時まで	4,000 円	3,000 円	2,000 円
	17 時 30 分まで	4,500 円	3,500 円	2,500 円
	18 時まで	**5,000 円**	**4,000 円**	**3,000 円**
		この基本料金を基準とし、利用時間に応じて 30 分毎に 500 円減額または増額		
	18 時 30 分まで	5,500 円	4,500 円	3,500 円
	19 時まで	6,000 円	5,000 円	4,000 円
おやつ代		1,000 円		
土曜料金		1,000 円		
長期休暇追加料金（7 月）		1,000 円		
長期休暇追加料金（8 月）		2,000 円		

（超過利用料）

第８条　利用者は、第３条第２項により利用の承認を受けた時刻を超えて利用した場合、その超過時間３０分以内を１回とし、超過回数１回につき 500 円を前条に規定する利用料以外に支払わなければならない。なお、開設時間以降の取扱いについては、別に定める。(橿原市放課後児童クラブ運営協議会「超過利用料」並びに「時間外利用」等に係る細則)

（利用料金の徴収方法）

第９条　利用料金は、次の方法で徴収する。

（１）　利用者は、クラブ利用申請時に預金口座振替依頼書を提出する。（利用料が自動引き落としされる南都銀行の口座を届ける）

（２）　現金納付はできない。また、南都銀行以外の金融機関での口座引き落としはできない。

（３）　事務局は、南都銀行より毎月２５日に当月分の利用料金を自動引き落とする。（２５日が休業日の場合は、翌営業日になる）

（４）　事務局は、残高不足等で利用料を引き落とすことができなかった場合は、翌月１０日まで（１０ 日が休業日の場合は、翌営業日）に指定口座へ振り込む（手数料保護者負担）よう文書で知らせる。

※指定口座については、文書に明記する。

（利用料の滞納）

第１０条　利用者が利用料を3ヶ月以上滞納した場合、委員長は 当該利用者の今後の放課後児童クラブの利用について承諾を取り消すことができる。承諾を取り消す場合は、利用者に対して、文書によって通知するものとする。

（利用料滞納金徴収）

第１１条　利用料滞納金については、次の方法で徴収する。

（１）　滞納3か月までは、利用者の所属する放課後児童クラブの主任が、利用者に、事務局からの利用料支払い依頼の文書を手渡すと共に口頭で依頼する。

（２）　滞納 3 か月以上で、事務局より法的手続きをとる旨を書留便で送る。

（３）　（１）～（２）の方法で催促をしても、利用料が納付されない場合は、法的手続きに入る。

（４）　退所後も滞納金がある場合は、3 ヶ月を待たずに速やかに徴収手続きを行う。

（利用時間の厳守）

第１２条　利用者は、利用に際して承諾を受けた利用時間を厳守しなければならない。

第３条に規定する開設時間を超えての利用が改善されない場合は、別に定めるところ（橿原市放課後児童クラブ運営協議会「超過利用料」並びに「時間外利用」等に係る細則）により、委員長は利用についての承諾を取り消し、利用者に対して文書によって通知する。

（申請等の様式）
第13条　当該規約における申請書等の様式については、「橿原市放課後児童クラブ運営協議会利用申請書等の様式を定める細則」において定める。

（定めのない事項）
第14条　この規約に定めのない事項については、別に定める。（利用細則）

附則　この規約は、平成27年4月1日から施行する。
附則　この規約は、平成28年7月1日から施行する。
附則　この規約は、平成29年4月1日から施行する。
附則　この規約は、令和　2年4月1日から施行する。
附則　この規約は、令和　4年6月20日から施行する。
附則　この規約は、令和　7年1月1日から施行する。
附則　この規約は、令和　7年6月1日から施行する。